

第2次群馬県肝炎対策推進計画

平成30年3月
群 馬 県

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

- 1 はじめに
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画を推進するための3本の柱
- 4 計画の位置付け
- 5 計画の期間
- 6 計画の進行管理

第2章 群馬県の状況

- 1 肝炎と肝がん
- 2 肝炎ウイルス検査
- 3 肝炎医療の提供体制
- 4 肝炎治療費等助成事業
- 5 重症化予防事業
- 6 肝疾患センター
- 7 ウイルス性肝炎診療研修会
- 8 肝炎医療コーディネーター養成

第3章 肝炎対策を推進するための施策

- 1 「総合指標」と「成果指標」
- 2 主な取組
 - (1) 肝炎の予防と正しい知識の普及
 - ① 肝炎の予防のための施策
 - ② 肝炎に関する正しい知識の普及
 - (2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進
 - ① 肝炎ウイルス検査の受検促進
 - ② 肝炎ウイルス検査の受検機会の提供と検査陽性者の確実な受診
 - (3) 肝炎医療を提供する体制の確保と患者等への支援
 - ① 肝炎診療ネットワークの構築
 - ② 肝炎治療費の軽減
 - ③ 肝炎医療に関する人材の育成
 - ④ 肝炎患者等及びその家族に対する支援の充実
 - ⑤ 肝炎患者等の人権の尊重
 - ⑥ その他

<参考資料>

ウイルス性肝炎等に関する基礎知識

第1章 計画策定の基本的事項

1 はじめに

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスの感染がその原因の多くを占めています。これらのウイルス感染によるB型肝炎及びC型肝炎（以下「肝炎」という。）は、適切な治療を行わないと慢性化し、より重篤な疾病である肝硬変や肝がんに進行するおそれがあるため、その対策は喫緊の課題となっています。

国は、C型肝炎等緊急総合対策、都道府県肝疾患診療連携拠点病院の整備に続き、肝炎治療や肝炎ウイルス検査の促進、診療体制の整備などから成る肝炎総合対策を進めてきました。

群馬県では、平成14年度から肝炎ウイルス検査を保健福祉事務所（保健所）で実施しており、平成20年度に肝炎治療費等助成事業を開始して、肝炎患者等が治療しやすい環境を整えました。また、同年群馬大学医学部附属病院を群馬県肝疾患診療連携拠点病院に指定して医療連携体制の整備等の対策を推進してきました。

平成22年1月、肝炎対策基本法が施行され、肝炎患者等の人権の尊重や、良質かつ適切な医療の確保など、肝炎の克服に向けた施策を推進する基盤が整いました。平成23年5月には「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が策定され、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性が示されました。

本県では平成26年3月に、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎医療を提供する体制の確保、肝炎に関する正しい知識の普及を3つの柱とする「群馬県肝炎対策推進計画」を策定し、肝炎対策を強化してきました。群馬県肝炎対策協議会にて進捗管理に努めるとともに、患者等の意見も聴いて、ウイルス性肝炎重症化予防事業や肝炎ウイルス検査に係る各種制度を充実させてきました。

これらの取組により、肝炎の治療成績の向上や、患者支援の充実など一定の成果がみられる一方で、肝炎ウイルスの感染に気づかない者や肝炎ウイルス検査が陽性でも精密検査や医療を適切に受診しない者の存在など、多くの課題が残っています。このような状況の中で、肝炎患者等が早期に発見され、安心して治療を受けられる社会の構築を目指し、平成28年に基本指針が改正され、国、地方公共団体をはじめあらゆる関係者が連携して、肝炎対策のより一層の推進を図っていくこととなりました。また、B型肝炎ワクチンが予防接種法上の定期接種となり、より有効な感染予防も期待されています。

2 計画策定の趣旨

県では、平成26年3月に「群馬県肝炎対策推進計画」（平成26年度から平成30年度）を策定し、県、医療機関及びその関係者の連携により肝炎対策を推進してきたところです。

この度、肝炎対策の推進に関する基本的な指針が改正されたことを受け、1年前倒しで「第2次群馬県肝炎対策推進計画」を策定することとなりました。

本計画は、現状の評価に基づき、群馬県の肝炎対策の方向性を示して、肝炎患者等が早期に診断され安心して適切な医療を受けられる環境を整えるとともに、肝炎の罹患を減らすことを目的として策定するものです。

本計画では、肝炎の予防と正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の受検を促進、肝炎医療を提供する体制の確保と患者等への支援を3つの柱とし、新たな感染の防止、さら

なる肝炎ウイルス検査の利便性の向上及び肝炎ウイルス検査陽性者を確実に医療につなげるフォローアップなど取組を一層強化する方針を示しています。

3 計画を推進するための3本の柱

(1) 肝炎の予防と正しい知識の普及

肝炎ウイルスに感染しても自覚症状が無いため、検査しなければ感染に気付かず、また感染が判明しても感染者が治療の必要性を理解していない場合が多くあります。そのため、早期発見、早期治療を促進するためには県民が肝炎に関する正しい知識を持つことが必要です。

県では、県民一人ひとりが自らの肝炎ウイルスの感染の有無を確認し、感染していた場合には早期に適切な治療が受けられるよう、肝炎の病態や治療に関する正しい知識を持つための、普及啓発や情報提供に積極的に取り組みます。

また、肝炎患者等の人権を尊重し、不当な差別がおこらないよう県民の理解促進を図ります。

(2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進

肝炎ウイルスに感染しているか否かを検査以外の方法で判断することはできません。

そのため、全ての県民が肝炎は自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、結果を確認することが重要です。県では更なる肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検の勧奨を推進します。

(3) 肝炎医療を提供する体制の確保と患者等への支援

全ての肝炎患者等が、住んでいる地域にかかわらず個々の病態に応じた適切で良質な医療を継続して受けられることが重要です。

そのためには、かかりつけ医と肝疾患専門医療機関の連携が大切です。肝疾患診療連携拠点病院を中心に、肝炎診療のネットワークを構築し、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関をかかりつけ医や県民に広く周知し、適切な肝炎医療の確保を目指します。

4 計画の位置付け

本計画は、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第4条の規定に基づき策定する都道府県計画とし、同法に基づき厚生労働大臣が策定した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年厚生労働省告示第160号平成28年6月30日改正）の内容を踏まえたものとなっています。

また、群馬県保健医療計画の個別実施計画としての役割を有するとともに、次に掲げる計画と整合を図って策定するものです。

「群馬県感染症予防計画」

「群馬県健康増進計画 元気県ぐんま21」

「群馬県医療費適正化計画」

「群馬県がん対策推進計画」

5 計画の期間

平成30年度から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて計画を見直すこととします。

6 計画の進行管理

計画に定めた施策の実施状況等について、毎年度「群馬県肝炎対策協議会」に報告し、評価・検討を行います。

◎ 群馬県肝炎対策協議会

群馬県の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等の委員により本計画に定める事項その他の施策について検討を行います。

第2章 群馬県の状況

1 肝炎と肝がん

群馬県内の肝炎患者数は約4,000人と推定されており（表1）、肝及び肝内胆管がんの罹患率は人口10万対30.8と推定されています（表2）。

一方、平成28年の肝及び肝内胆管がんの死亡率は人口10万対22.7と全国の22.8とほぼ同じで（表3）、群馬県では毎年400～500人が肝がんで死亡しています。

未だ肝がんによる死亡者が多くいることから、肝炎を早期発見、早期治療して、肝がんの予防につなげていくことが重要です。

表1 肝炎患者数（推計）

	群馬県	全国
肝炎患者	4,000人	184,000人

資料：平成26年患者調査より推計（政府統計の総合窓口 e-Stat）

表2 肝及び肝内胆管がん粗罹患率（人口10万対）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
群馬県	33.5	38.4	34.4	33.3	30.8
全国	37.6	36.9	34.3	34.3	32.2

資料：国立がん研究センターがん対策情報センター「全国がん罹患モニタリング集計」

表3 肝及び肝内胆管がんによる粗死亡率（人口10万対）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
群馬県 （順位）	22.9 (31)	24.1 (25)	22.1 (30)	21.4 (33)	22.7 (28)
全国	24.4	24.0	23.6	23.1	22.8

資料：人口動態調査

2 肝炎ウイルス検査

(1) これまでの取組

県では、肝炎の発生の予防・まん延防止を目的に、平成14年度から特定感染症検査等事業の一環として、保健福祉事務所（保健所）において無料の肝炎ウイルス検査を実施しています。また、肝炎ウイルスに関する相談も受け付けています。

市町村では、平成14年度から老人保健事業、平成20年度からは健康増進事業として当該市町村に居住し、当該年度において満40歳の者と、満41歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者を対象として肝炎ウイルス検査を実施しています。

(2) 課題

肝炎は適切な治療を行わないと慢性化し、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態に進行するおそれがあるため、全ての県民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検するよう、さらなる普及啓発とともに、受検しやすい体制を整備することが重要です。

表4a B型肝炎ウイルス検査受検者数

事業名 (実施主体)	特定感染症 検査事業 (県・中核市保 健所)	陽性 者数	陽性率	健康増進事業 (市町村)	陽性 者数	陽性率
平成24年度	801	2	0.25%	13,304	74	0.56%
平成25年度	1,056	2	0.19%	14,717	61	0.41%
平成26年度	1,045	3	0.29%	17,450	85	0.49%
平成27年度	793	2	0.25%	17,913	79	0.44%
平成28年度	864	5	0.58%	14,641	59	0.40%

表4b C型肝炎ウイルス検査受検者数

事業名 (実施主体)	特定感染症 検査事業 (県・中核市保 健所)	陽性 者数	陽性率	健康増進事業 (市町村)	陽性 者数	陽性率
平成24年度	750	8	1.07%	13,281	75	0.56%
平成25年度	920	2	0.22%	14,693	93	0.63%
平成26年度	918	5	0.54%	17,436	109	0.63%
平成27年度	789	2	0.25%	17,898	97	0.54%
平成28年度	863	2	0.23%	14,651	81	0.55%

3 肝炎医療の提供体制

(1) これまでの取組

平成 20 年 4 月に群馬大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院に指定し（表 5）、18 の医療機関を肝疾患専門医療機関に指定して（平成 30 年 2 月 1 日現在、34 の医療機関を指定・表 6）、拠点病院、専門医療機関と地域のかかりつけ医との連携体制を構築してきました（図 1）。

(2) 課題

肝炎ウイルス検査を受検し陽性となった者が、医療機関を受診しなかったり、受診しても治療を継続しなかったりするなど、適切な医療を受けていない実態が報告されています。肝炎ウイルス検査で発見された陽性者を確実に適切な治療につなげることが重要です。

表 5 群馬県肝疾患診療連携拠点病院 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

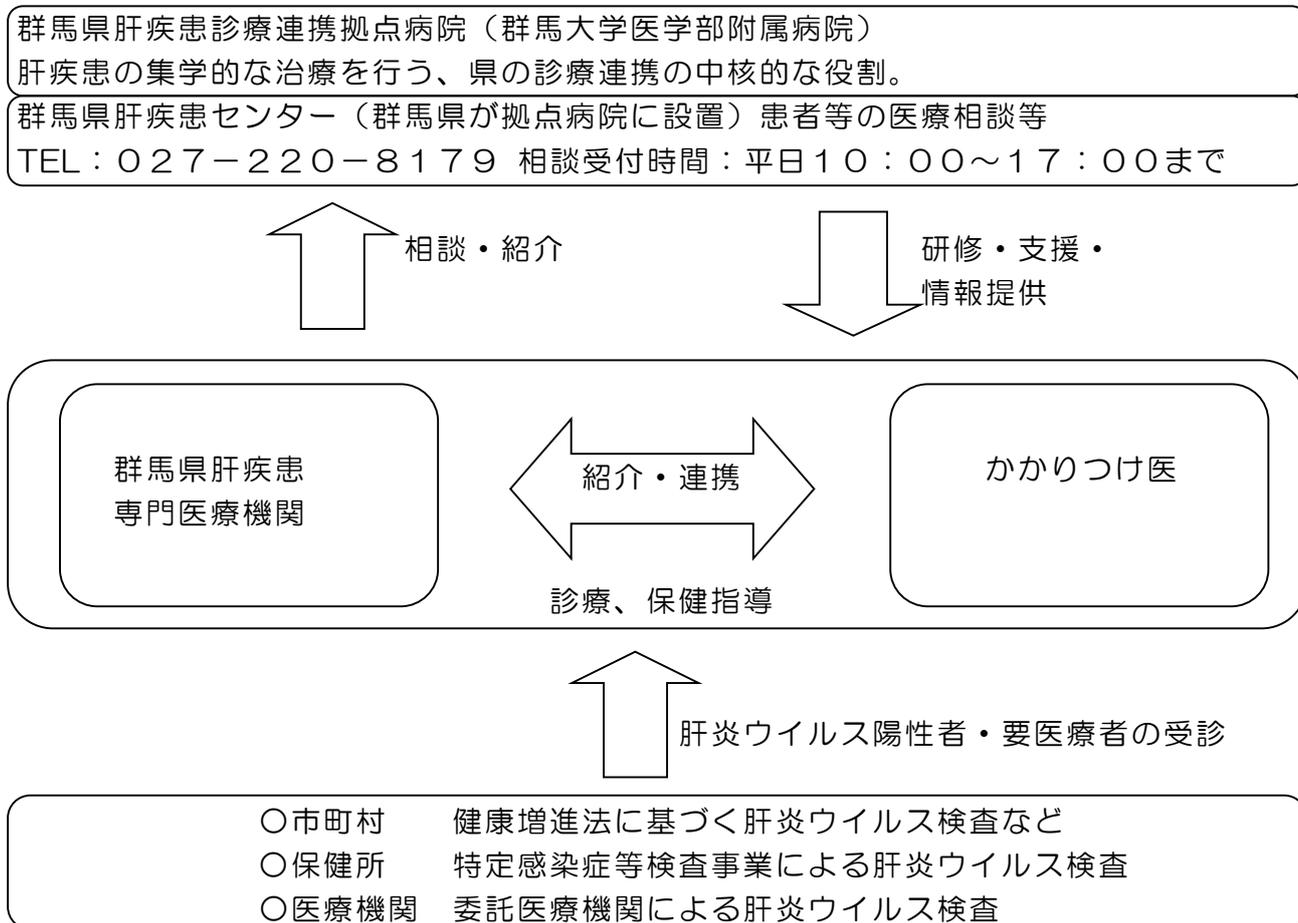
医療機関名	所在地	電話番号
群馬大学医学部附属病院 (群馬県肝疾患センター)	前橋市昭和町 3-39-15	027-220-7111 027-220-8179

表 6 群馬県肝疾患専門医療機関 (平成 30 年 2 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話番号
前橋赤十字病院	前橋市朝日町 3-21-36	027-224-4585
JCHO 群馬中央病院	前橋市紅雲町 1-7-13	027-221-8165
群馬県済生会前橋病院	前橋市上新田 564-1	027-252-6011
下田内科医院	前橋市南町 3-64-13	027-221-3155
もてぎ内科医院	前橋市上増田町 510	027-266-5671
はしづめ診療所	前橋市公田町 515-1	027-226-1806
山王医院	前橋市山王町 2-20-16	027-266-5410
高崎総合医療センター	高崎市高松町 36	027-322-5901
黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	高崎市矢中町 188	027-352-1111
大久保医院	高崎市新町 2846	0274-42-0100
小林外科胃腸科医院	高崎市上中居町 186-3	027-325-2085
三愛クリニック	高崎市金古町 1758	027-373-3111
桐生厚生総合病院	桐生市織姫町 6-3	0277-44-7171
小島内科医院	桐生市新宿 3-1-12	0277-44-8919
伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町 12-1	0270-25-5022
山田内科クリニック	伊勢崎市大手町 24-8	0270-23-6666
太田記念病院	太田市大島町 455-1	0276-55-2200
利根中央病院	沼田市沼須町 910-1	0278-22-4321
館林厚生病院	館林市成島町 262-1	0276-72-3140
さくま内科胃腸科クリニック	館林市花山町 2576-4	0276-55-2500
はまだクリニック	館林市赤土町 119-2	0276-80-1100

渋川医療センター	渋川市白井 383	0279-23-1010
湯浅内科クリニック	渋川市渋川 1824-21	0279-20-1311
齋藤内科外科クリニック	渋川市金井 932-4	0279-22-1678
公立藤岡総合病院	藤岡市中栗須 813-1	0274-22-3311
くすの木病院	藤岡市藤岡 607-22	0274-24-3111
やまうち内科	藤岡市藤岡 424-7	0274-24-5792
公立富岡総合病院	富岡市富岡 2073-1	0274-63-2111
公立七日市病院	富岡市七日市 643	0274-62-5100
くろさわ医院	安中市松井田町松井田 903-1	027-393-5311
東邦病院	みどり市笠懸町阿左美 1155	0277-76-6311
松井内科医院	みどり市笠懸町鹿 3322-1	0277-70-7610
原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 698	0279-68-2711
新井内科クリニック	邑楽郡大泉町仙石 4-40-9	0276-20-1220

図1 群馬県の肝炎医療体制



4 肝炎治療費等助成事業

(1) これまでの取組

県では、平成 20 年度から C 型肝炎のインターフェロン治療に係る肝炎治療費等助成事業を開始しました。肝炎治療費等助成審査委員会を設置して肝炎患者等からの申請を審査し、医療費の給付を行っています。平成 22 年度からは B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療も助成の対象とし、平成 26 年度から C 型肝炎のインターフェロンフリー治療も対象としました（表 7）。肝炎患者等の治療しやすい環境を整えることにより、将来の肝硬変、肝がんの予防を図っています。

(2) 課題

B 型肝炎患者の本制度の利用数がまだ少ない状況です。リーフレットの作製・配布、講演会の開催やホームページを活用し、肝炎治療費等助成事業を引き続き県民に広く周知する必要があります。

表 7 肝炎治療費等助成事業認定件数

年度	インターフェロン治療（人）	インターフェロンフリー治療（人）	核酸アナログ製剤治療（人）
平成 24 年度	330		347
平成 25 年度	362		349
平成 26 年度	265	371	431
平成 27 年度	15	1,735	419
平成 28 年度	1	1,088	489

5 重症化予防事業

(1) これまでの取組

肝炎ウイルス陽性者や慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者に対して検査費用を補助することで、経済的負担を軽減し、定期的な医療機関での経過観察により重症化を予防することができます。平成 26 年度から定期検査費用助成事業及び肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を、平成 27 年度から初回精密検査費用助成事業を実施してきました（表 8）。

(2) 課題

肝炎患者の重症化予防のため、治療の継続や定期的な検査による経過観察を推進することが必要です。

表 8 初回精密検査、定期検査費用助成事業実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
定期検査費用助成	1 件	7 件	17 件
初回精密検査費用助成	—	17 件	29 件

6 肝疾患センター

(1) これまでの取組

肝疾患センターは、県が群馬大学医学部附属病院に設置した機関で、県内の肝疾患診療の質の向上及び肝炎患者等の支援を図るため、医療機関や肝炎患者等の相談に対応するとともに、医療従事者等に対する研修や県民に対して肝炎に関する正しい知識を普及啓発する活動を実施してきました（表9a、9b）。

(2) 課題

肝炎患者、キャリア等に対する相談支援や県民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発を推進するため、さらに肝疾患センターを周知する必要があります。

表9a 相談件数

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
134件	53件	73件	82件	75件	74件

表9b 医療者向け研修会実施件数

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
7件	13件	17件	15件	16件	13件

7 ウイルス性肝炎診療研修会

(1) これまでの取組

インターフェロンフリー治療を行うにあたり、公費負担申請に係る診断書を作成する医師に対して、適正な治療法及び治療費等助成事業について周知することを目的として開催しています（表10）。群馬県肝炎治療講習会認定要領に基づき、認定講習会として関係機関と共催で行っています。

(2) 課題

肝炎治療を担当する医師に最新の治療法を周知するため、定期的な認定講習会の受講を働きかける必要があります。

表10 ウイルス性肝炎診療研修会実績

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催回数	2回	2回	3回
受講者数	253人	121人	192人

8 肝炎医療コーディネーター養成

(1) これまでの取組

肝炎医療コーディネーターの役割は、肝炎患者等が適切な肝炎医療を受けられるように、肝炎ウイルス検査の勧奨や検査結果が陽性となった者等への受診勧奨、受診後のフォローアップ等の支援を行うことなどです。

県では平成 23 年度から市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、養成研修会を開始しました（表 11）。

平成 29 年度から新たな実施要綱のもと、地域における普及啓発、患者家族への情報提供などを含め活動を活発化させています。

(2) 課題

肝炎患者、キャリア等がコーディネーターの支援を受けやすい環境の整備、新たな実施要綱に基づく活動が有効に実施できる体制を整備する必要があります。

表 11 養成研修会の開催実績

年度	回数	受講者数	累積養成者数
平成 23 年度	2 回	62 人	62 人
平成 24 年度	2 回	120 人	171 人
平成 25 年度	1 回	89 人	248 人
平成 26 年度	2 回	76 人	310 人
平成 27 年度	2 回	113 人	404 人
平成 28 年度	2 回	130 人	463 人

第3章 肝炎対策を推進するための施策

1 「総合指標」と「成果指標」

基本的な方針として、肝炎から肝硬変、肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、目標達成のための成果目標を設定しました。

【総合指標】肝及び肝内胆管がん粗死亡率（人口10万対）の15%低下

- ・粗死亡率（人口10万対）：22.7（全国22.8）（平成28年）
⇒19.3（平成34年、2022年）

【成果指標1】B型肝炎ワクチンの定期予防接種率を増加

- ・予防接種率：90%以上へ（平成34年度、2022年度）

B型肝炎ウイルスの感染はワクチンによって予防することが可能です。平成28年10月から定期の予防接種に位置づけられたB型肝炎ワクチンの接種が円滑に進むよう、市町村と連携して県民へ啓発します。

【成果指標2】肝炎ウイルス検査受検率を増加

- ・40歳定期検査受検率：約10%（平成28年度）⇒15%へ（平成34年度、2022年度）

市町村において実施している肝炎ウイルス検査定期検診について、受診券や周知の方法などの案内の工夫や、個別勧奨を積極的に推進していくことで、住民の理解を得て受検率の増加を図ります。

【成果指標3】肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業による検査費用の助成件数を増加

- ・初回精密及び定期検査助成件数：46件（平成28年度）

⇒140件へ（平成34年度、2022年度）

肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎治療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ事業を推進します。検査費用の助成手続きにより保健福祉事務所等が把握した肝炎患者等に対し、医療機関の受療状況等を確認し、受診の継続を促進します。

【成果指標4】肝炎医療コーディネーターの全市町村及び全保健所への設置

- ・設置市町村数 19（平成28年度）⇒35（平成34年度、2022年度）

設置保健所数 12（平成28年度）⇒12（平成34年度、2022年度）

肝炎やその対策に関する正しい知識を持ち、肝炎ウイルス検査を勧奨するとともに感染が判明した者を適切な医療に結び付け、患者・家族等への相談に応じる、専門性の高い人材の養成と資質の向上に努めます。

2 主な取組

(1) 肝炎の予防と正しい知識の普及

目標指標

【成果指標 1】 B型肝炎ワクチンの定期予防接種率を増加

【成果指標 4】 肝炎医療コーディネーターの全市町村及び全保健所への設置

① 肝炎の予防のための施策

● B型肝炎ワクチン予防接種の実施

B型肝炎の感染はワクチンによって予防が可能です。県では、市町村と連携してB型肝炎ワクチンの定期接種を積極的に勧奨します。また、医療従事者等の感染リスクが高い集団などを中心に予防接種の有効性について情報提供を行います。

● 施設における感染予防ガイドラインの周知

医療機関や高齢者施設等における施設内感染を予防するため、感染予防ガイドラインを周知します。

● B型肝炎母子感染予防対策

妊婦健康診査時のB型肝炎検査や B型肝炎ウイルス陽性妊婦から出生した新生児へのB型肝炎ワクチンの適切な接種などのB型肝炎母子感染予防対策について引き続き取組を進めます。

② 肝炎に関する正しい知識の普及

● 新たな感染を予防するための正しい知識の普及

肝炎は自覚症状に乏しいため検査しなければ気付くことができず、また感染者が治療の必要性を理解していない場合が多くあります。

県民一人ひとりが肝炎ウイルスの感染の有無を確認し、新たな感染を予防するための正しい知識を持てるよう普及啓発に取り組みます。

● 県民に向けた普及啓発と効果的な広報の実施

肝炎の病態や、予防、治療に関する正しい情報を提供し、知識を普及します。

● 日本肝炎デー及び肝臓週間に合わせた普及啓発の実施

毎年7月28日の日本肝炎デーを含む肝臓週間に合わせ、肝炎ウイルス検査の必要性や早期発見・早期治療の重要性について、リーフレット等の配布や様々な媒体を活用し、普及啓発活動を行います。

● 肝炎医療コーディネーター制度の充実

肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査の勧奨や検査後の受診勧奨、検診後のフォローアップ等の支援を、地域や職域において進めるコーディネーターの養成を行います。

● 肝炎ウイルス検査陽性者等への支援手帳の作製・配布

肝炎の病態・治療方法・肝炎治療費等助成事業等を記載した「肝炎患者支援手帳」を作製して肝炎患者等へ配布し、肝炎患者等の適切な治療と制度の利用を支援します。

●肝疾患センター事業

肝炎についての相談や情報提供が受けられる窓口として、群馬大学医学部附属病院に設置されている肝疾患センターを医療関係者や県民に広く周知します。

・肝疾患センターの業務

- ア 患者、キャリア及び家族からの相談対応
- イ 行政機関及び医療機関等からの相談対応
- ウ 肝炎に関する情報の収集及び提供
- エ 肝炎対策支援事業
- オ かかりつけ医と専門医療機関との協議の場となる協議会の設置
- カ 群馬県内における肝疾患診療に関わる診療連携体制の構築
- キ 市町村等技術支援等事業の実施
- ク 地域連携事業の実施

肝疾患センター

相談受付時間：平日10：00～17：00

TEL：027（220）8179（直通）

●若年層を対象とした普及啓発の実施

ピアスの穴あけや刺青、性行為等感染の危険性のある行為に興味を抱く年代である若年層を対象とした啓発資材を作成し、教育委員会等と連携して普及啓発を行います。

(2) 肝炎ウイルス検査の受検を促進

目標指標

【成果指標2】肝炎ウイルス検査受検率を増加

【成果指標3】肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業による検査費用の助成件数を増加

① 肝炎ウイルス検査の受検促進

●肝炎ウイルス検査の必要性についての啓発

肝炎ウイルス検査をまだ受けていない人が多いため、県民全員が一回は検査を受けるよう検査の必要性について啓発します。

●日本肝炎デー及び肝臓週間に合わせた普及啓発の実施（再掲）

毎年7月28日の日本肝炎デーを含む肝臓週間に合わせ、肝炎ウイルス検査の必要性や早期発見・早期治療の重要性について、リーフレット等の配布や様々な媒体を活用し、普及啓発活動を行います。

② 肝炎ウイルス検査の受検機会の提供と検査陽性者の確実な受診

●保健福祉事務所（保健所）における検査体制の充実

特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査を、県内全保健福祉事務所（保健所）において引き続いて実施します。

また、肝炎ウイルス検査陽性者には、医師等が面談し肝炎の精密検査の必要性について丁寧な説明を行い、医療機関へ紹介します。

●検査委託医療機関における肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査を希望する県民が、身近な医療機関で検査を受けられる体制を整備します。

●市町村健康増進事業における肝炎ウイルス検査の推進

市町村が健康増進事業として実施している肝炎ウイルス検査について、一定年齢の住民に直接通知する個別勧奨事業の実施を促進します。

また、肝炎医療コーディネーターを活用した肝炎ウイルス検査陽性者に対する医療機関受診の働きかけを推進します。

●職域における肝炎ウイルス検査の推進

職域において健康管理に携わる者の団体、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、事業主等の関係者と連携し、労働者に対する受検勧奨や検査体制の整備に努めます。

●検査陽性者の受診勧奨の徹底とフォローアップの取組

肝炎ウイルス検査の結果、陽性と判明した人を早期にかつ確実に精密検査、治療につなげるため、受診勧奨を徹底します。また、肝炎医療コーディネーターを活用したフォローアップ体制の整備を推進します。

(3) 肝炎医療を提供する体制の確保と患者等への支援

目標指標

【成果指標3】肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業による検査費用の助成件数を増加

【成果指標4】肝炎医療コーディネーターの全市町村及び全保健所への設置

① 肝炎診療ネットワークの構築

●肝炎診療連携拠点病院、専門医療機関やかかりつけ医との連携の強化

肝炎診療連携拠点病院である群馬大学医学部附属病院を中心に、肝炎専門医療機関とかかりつけ医等地域の医療機関との連携強化を推進します。肝炎センター事業の周知と利用の促進を図るとともに、医療従事者向けの研修会において診療連携に必要な情報を提供します。

●肝炎センターの機能の充実

群馬大学医学部附属病院に設置している肝炎センターの機能を拡充します。

② 肝炎治療費の軽減

●肝炎治療費等助成事業の周知

リーフレットの作製・配布、講演会の開催やホームページを活用し、肝炎治療費等助成事業を県民に広く周知し、利用を促進します。

●肝炎治療費等助成事業の継続実施

肝炎患者等の医療費負担を低減し効果的な医療を継続することができるよう、引き続き肝炎治療費等助成事業を継続します。

●肝炎ウイルス検査陽性者等への支援手帳の作製・配布（再掲）

肝炎の病態・治療方法・肝炎治療費等助成事業等を記載した「肝炎患者支援手帳」を作製して肝炎患者等へ配布し、肝炎患者等の適切な治療と制度の利用を支援します。

●検査陽性者の受診勧奨の徹底とフォローアップの取組（再掲）

肝炎ウイルス検査の結果、陽性と判明した人を早期にかつ確実に精密検査、治療につなげるため、受診勧奨を徹底します。また、肝炎医療コーディネーターを活用したフォローアップ体制の整備を推進します。

③ 肝炎医療に関する人材の育成

●肝炎医療コーディネーター制度の充実（再掲）

肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査の勧奨や検査後の受診勧奨、検診後のフォローアップ等の支援を、地域や職域において進めるコーディネーターの養成を行います。

●医療従事者向け研修会

良質な肝炎医療を確保するため、医療従事者向けに研修会を行い、肝炎診療や診療連携に関する事項、医療費助成制度などの最新の情報を提供します。

④ 肝炎患者等及びその家族に対する支援の充実

●肝炎患者の就労支援への取組

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知するとともに、その内容を踏まえ肝炎患者等が働きながら治療を継続できるよう、事業主や職域で健康管理に携わる者、労働組合など幅広い関係者の理解や協力を得られるよう働きかけます。

また治療と職業生活の両立を支援するための相談窓口を周知します。

相談窓口：群馬県産業保険総合支援センター 027-233-0026
相談受付時間：8：30～17：15（土・日曜及び祝日・年末年始を除く）

出張相談窓口：群馬県立がんセンター がん相談支援センター内

●肝炎患者・家族に対する支援の充実

群馬大学医学部附属病院に設置している肝疾患センターにおいて、肝炎患者やその家族等の不安を軽減するため、医師等医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。

⑤ 肝炎患者等の人権の尊重

●偏見や差別の被害防止に向けた取組

肝炎患者等の人権を尊重し、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく安心して暮らせる社会を目指し、肝炎に関する正しい知識の普及に努めます。

また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合等に備えて、法務省人権擁護機関の人権相談窓口の周知を図ります。

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）
0570-003-110

⑥ その他

●肝硬変及び肝がん患者に対する支援

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんについても、様々な治療法が開発されていますが、患者や家族の不安は計り知れないものがあります。県では、肝硬変及び肝がん患者等を支援するために、以下の取組を講じます。

拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る医療の質の向上と普及を図るため、医療従事者等への研修や情報提供等に努めます。

県、拠点病院等は、肝硬変、肝がん及び肝炎患者やその家族等の不安を軽減するため、必要な情報の提供に努めるとともに、医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。

<参考資料>

ウイルス性肝炎等に関する基礎知識

1 肝臓の働き

肝臓の重要な働きは、食物として摂取した栄養分から体が必要な物質を合成し、不要なものを分解することです。

食物は、胃や小腸で栄養分に分解され、肝臓へ運ばれます。そして、肝細胞に取り込まれ、体に必要な物質に再合成されます。たとえば、糖質をグリコーゲンという物質に合成して蓄えたり、血液中のたんぱく質を作ったりします。そして、そのグリコーゲンを必要なときに糖分に分解してエネルギー源として体の各部分へ供給します。

また、肝臓は脂肪の吸収を助ける胆汁も産生します。さらに、体で不要になった老廃物などの分解や解毒も行います。

2 肝炎について

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因はいろいろありますが、我が国では、B型又はC型肝炎ウイルスの感染によるものがその多くを占めます。

我が国の肝炎ウイルスの感染者は、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人と推定されていますが、感染時期が不明なことや自覚症状が乏しいため、適切な時期に治療を受けずに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多いことが問題となっています。

そのため、肝炎ウイルスに感染していることがわかった方は、きちんと精密検査と肝臓専門医の診断を受けて、治療の必要性について指示を受けましょう。また、その後もかかりつけ医や肝臓専門医で、肝臓の状態に合わせた治療や定期的な検査と経過観察を続けてください。

3 肝臓は“沈黙の臓器”

肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。「体がだるい」と気付く頃には、かなりの重症になってしまっています。そうなる前に、肝炎ウイルス検査を受けましょう。肝炎ウイルスに感染していても、適切な治療により肝炎から肝硬変や肝がんが悪化するのを予防することができます。

4 B型肝炎（B型ウイルス性肝炎）

B型肝炎は、B型肝炎ウイルス（HBV）の感染によって起きる肝臓の病気です。感染した時期などによって、一過性の感染に終わるもの（急性肝炎）と生涯にわたり感染が持続するもの（慢性肝炎）とに大きく分けられます。

B型急性肝炎の場合は、HBVに感染してから1～6ヶ月後に、全身倦怠感、食欲不振、悪心、嘔吐、褐色尿、黄疸などが出現します。通常は、このような症状が数週間続き、回復に向かうことが多いです。

一方、B型慢性肝炎では、急性肝炎でみられるような症状は出にくく、自覚症状はほとんどありません。しかし、しばしば急性肝炎と同様の症状が現れ、「急性増悪」と呼ばれる一過性の強い肝障害が起こることがあります。B型慢性肝炎では、HBVが完全に排除されることはほとんどありません。

5 C型肝炎（C型ウイルス性肝炎）

C型肝炎は、C型肝炎ウイルス（HCV）の感染によって起きる慢性肝炎です。HCVに感染すると約70%の方が持続感染者となり、一部が慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと進行します。

C型肝炎も慢性肝炎の段階ではほとんど自覚症状がありません。自覚症状と言っても何となく体がだるいとか、疲れやすいとか、食欲がわかないといったあいまいな症状のことが多いのです。肝硬変に進行したり、肝がんができたとしても症状がないことがありますので、自覚症状がないから大丈夫と自己判断するのは危険です。健康診断などの機会に一度はきちんとウイルス検査を受けましょう。

6 肝硬変

肝硬変は、B型肝炎、C型肝炎や、アルコールその他の原因による脂肪性肝炎などの肝障害の進行により、肝臓が硬くなりその機能が失われつつある状態のことです。肉眼的には肝臓全体がごつごつした状態になり、肝臓の大きさも小さくなってきます。顕微鏡でみると肝臓の細胞が減った特徴的な変化が観察できます。肝硬変になると、腹水（お腹に水がたまる状態）や食道・胃静脈瘤（食道や胃の内側の静脈がコブ状にふくらんで破れやすくなった状態）と、肝機能が低下するために起こる肝性脳症（体に有害な物質がたまって意識がもうろうとする状態）や黄疸などの症状が出ます。

7 肝がん

肝がんには、肝臓から発生する原発性肝がんと、他の臓器のがんが肝臓に転移した転移性肝がんがあります。

日本では原発性肝がんのうち肝細胞から発生する肝細胞がんがほとんどです。

肝がんは、主な原因が明らかになっているがんの1つです。最も重要なのは、肝炎ウイルスの持続感染です。ウイルスの持続感染によって、肝細胞の炎症と再生が長期に渡って繰り返されるうちに、遺伝子の変異が積み重なり、肝がんが発生すると考えられています。

肝がん特有の症状は少ないのですが、進行した場合に腹部のしこりや圧迫感、痛み、おなかが張った感じなどを訴える人もいます。

肝がんには診断に役立つ腫瘍マーカーの血液検査があり、B型肝炎、C型肝炎の方は定期的に検査することが重要です。また、肝がんの早期発見には腹部超音波検査やCT、MRIなどによる定期的な画像検査も有効です。

8 B型肝炎母子感染防止

HBVキャリアの新たな発生を根絶し、HBVによる肝硬変、肝がんの撲滅を目指して開始された事業です。現在は、市町村が実施するHBs抗原検査が行われています。

出生児の感染防止処置は全て健康保険法上の給付の対象となっています。

9 B型肝炎ワクチンの定期接種化

平成28年10月1日からB型肝炎ワクチンが定期接種化されました。予防接種の対象者は1歳に至るまでの間にある者とされ、接種期間は生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間に3回接種することとなっています。

群馬県肝炎対策協議会委員名簿

【敬称略】

所 属	職 名	氏 名
群馬県医師会	理 事	吉川 守也
群馬大学(肝疾患センター)	副センター長	柿崎 暁
群馬大学(肝疾患センター)	助 教	堀口 昇男
くすの木病院	院 長	◎高木 均
前橋赤十字病院	副院長	○阿部 毅彦
群馬県検診機関連絡協議会	会 長	福井 正
群馬肝臓友の会	副 会 長	福田 俊昭
群馬県保健予防課	感染症対策主監	中村 多美子
群馬県薬務課	課 長	齊藤 一之

◎会長

○副会長

※本計画は群馬県肝炎対策協議会にて検討を行い策定した。

発 行 群馬県健康福祉部保健予防課
 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
 電 話 027-223-1111 (代表)
 027-226-2608 (保健予防課直通)
 FAX 027-223-7950